

平成21年度独立行政法人製品評価技術基盤機構業務支出見直し計画

平成21年 6月12日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

本計画は、不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題であることから、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「当機構」という。）において、自律的に業務支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

なお、経済産業省及び当機構がこれまでに定め、実行してきた業務支出の見直しに資する各種の取組みについては、本計画と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図る。

I. 予算の重点的な見直し等

1. 公益法人への支出

(1) 基本的な考え方

当機構から公益法人への支出について、徹底した見直しを行い、支出の削減に努めるとともに、公益法人への支出の状況に関する情報を開示する。

(2) 具体的な取組み

- ① 一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取組みを行う。【引き続き実施】
 - 入札参加資格の見直し
 - 適切な公告期間・事業単位の設定
 - 技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等
- ② 公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、当機構のホームページで公表する。【平成21年7月までに実施】

2. 委託調査費及び広報経費

(1) 基本的な考え方

委託調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直すこと等により、支出の削減に努めるとともに、削減された予算の中で効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 具体的な取組み

- ① 委託調査の報告書について、特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として当機構のホームページで公表する。【平成21年7月までに実施】
- ② 広報事業において、ノベルティーグッズの作成・配布、タレントの起用について、その有効性を合理的に説明できる場合等を除き、原則として禁止する。【引き続き実施】
- ③ 委託調査費及び広報経費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、当機構のホームページで公表する。【平成21年7月までに実施】

3. 事務経費

(1) 基本的な考え方

レクリエーション経費は、支出しない。また、深夜タクシー代等事務経費については、引き続き節約に努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 深夜タクシーの使用について、タクシーの使用基準及び乗車券の管理に関する規程に従って、タクシー使用の承認審査を厳格に行うとともに、24時半以降の使用への限定、領収書の受領・提出等を徹底する。【引き続き実施】
- ② 深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎に当機構のホームページで公表する。【平成21年7月までに実施】
- ③ 出張旅費について、割引運賃の利用等によって削減に努める。【引き続き実施】

- ④ 以上のほか、公用車、定期購読図書等の事務経費についても、N I T E業務・システム最適化計画等に従い、電子申請・届出システム及びIP電話の導入、アウトソーシングを進めるなど、引き続き削減に努める。【引き続き実施】

Ⅱ. 契約手続の適正化

1. 競争性のある契約方式への移行

(1) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札に移行することを基本とし、競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定めた目標をすみやかに達成する。

(2) 具体的な取組み

- ① 当機構の行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、企画管理部財務・会計課の審査を受けなければならないこととし、企画管理部財務・会計課は、「公共調達¹の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に従って、随意契約を認めることが適当か否かを審査する。また、契約結果の公表においては、随意契約によらざるを得ない場合には、具体的かつ詳細な理由を公表する。【引き続き実施】
- ② 平成20年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を当機構のホームページで公表する。【平成21年7月までに実施】

2. 実質的な競争性の確保

(1) 基本的な考え方

一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、一者応札・応募等、実質的な競争原理が働かず、落札率が高止まりしている事業が見受けられる。こうした事態が生じている理由として考えられる以下のような事項を解消するための取組みを行い、実質的な競争性の確保を図る。

- 事業者が提案を行うために必要な期間を確保できていない。

- 仕様書・公募要領が抽象的で、当機構の求める事業成果や事業規模があいまいであるため、特に受託実績のない事業者にとって、提案をしづらい事態が生じている。

(2) 具体的な取組み

- ① 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、以下の取組みを行う。

- 事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、以下の期間の設定を基本とする。【平成 21 年 7 月までに実施】

	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発	10 日間	20 日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業 (例. 調査、広報)	5 日間	15 日間
ハ) イ及びロ以外の事業 (例. 印刷、物品購入等)	3 日間 (※説明会を行わないことも可)	7 日間

- ② 事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取組みを行う。

- 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【平成 21 年 7 月までに実施】

- ③ 人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取組みを行う。

- 第 4 四半期の事業執行を原則として禁止する。【引き続き実施】
- 一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

3. より良い提案の受け入れ

(1) 基本的な考え方

当機構業務分野の専門化、複雑化の傾向に対応するためには、外部の事業者の専門的な知見、技術、設備等を活用する必要がある。このように高度に専門的な事業については、いかに安く調達するだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか（VFM；Value For Money）が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、当機構の調達に伴う繁雑な事務を極力排除する。

(2) 具体的な取組み

- ① 一般競争入札（総合評価落札方式）、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組みを行う。また、価格面の競争のない企画競争については、事業者選定における外部有識者の関与の積極化を図る。【引き続き実施】
- ② 当機構の行う契約には、委託契約（契約金額が確定せず概算で見込まれている契約。事業終了後に確定を行い、そこで認められた実費を委託先に支払うもの）と委託以外の契約（契約金額が確定している契約。事業終了後に確定を行うことなく、契約で定められた金額を契約相手先に支払うもの）の二種類が存在する。これらの契約について、事業内容等に応じて適切な使い分けを行う。【引き続き実施】

Ⅲ. 業務支出の見直しを促進するための環境整備

(1) 基本的な考え方

業務支出の見直しの取組みを一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要である。そのため、更に、当機構の職員の意識を改革するとともに、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する必要がある。

(2) 具体的な取組み

- ① 業績・能力評価において、生産性向上に向けた取組や施策見直しの取組に対する評

価を適切に実施する。【引き続き実施】

- ② 事業の必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえ、業務評価を適切に実施する。【引き続き実施】
- ③ 仕事の生産性向上に資する情報や提案を当機構職員から幅広く募集するため、インターネット上に設置している掲示板などを活用して、当機構における業務支出の見直しに資する情報や提案を当機構内から幅広く収集する。【引き続き実施】
- ④ 会計事務担当者や予算執行職員向け説明会や研修において、業務・システム最適化計画の取組みや会計検査院から指摘された事項等を徹底するための研修カリキュラムを盛り込む。【引き続き実施】
- ⑤ 会計検査院の決算検査報告等について、該当部門等に対して改善措置を行うよう指導するとともに、当機構の全部門に対して指摘事項の周知徹底を行う。また、当機構の支出全般に当てはまる事項については、内部監査の監査項目に反映させるとともに、会計事務マニュアルに反映させる等の取組を行う。【平成 21 年 7 月までに実施】
- ⑥ 目標の設定や予算の執行状況の調査・把握等無駄削減のための取組みについて、監事や外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける。【引き続き実施】
- ⑦ 当機構のホームページ上に設置されている「見学・お問合わせ」
(<http://www.nite.go.jp/gen/email.html>) を活用して、当機構における業務支出の見直しに資する情報や提案を国民から幅広く募集する。【平成 21 年 7 月までに実施】